



各務原市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年8月19日（月）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	環境保全係	加納亜寿美	直通 058-272-1920 FAX 058-278-3524

各務原市^{かわさきちよう}川崎町地内における土壤汚染について

川崎重工業株式会社が、各務原市川崎町地内の事業所の敷地において土壤を調査したところ、土壤汚染対策法の指定基準を超える六価クロムが検出されたため、本日（8月19日）、川崎重工業株式会社から岐阜地域環境室に報告がありました。

なお、この調査は、川崎重工業株式会社が土壤汚染対策法に基づき実施したものです。

1 事業所の概要

- 名称：川崎重工業株式会社岐阜工場
- 所在地：各務原市川崎町1番1
- 敷地面積：727,029m²
- 事業概要：輸送用機械器具製造

2 調査の概要

- 調査対象：事業所の一部 約1,354m²
- 調査期間：令和6年4月～5月
- 調査結果の概要

土壤溶出量調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/L)	土壤溶出量基準 (mg/L)	基準 超過倍率
六価クロム	3	1	0.04未満～0.09	0.05以下	1.8倍

※その他の物質についても調査を実施していますが、基準超過はありません。

3 汚染の原因

事業所では、六価クロムの使用履歴があり、操業により土壤汚染が生じた可能性も考えられますが、原因は不明です。

4 今後の対応

- 地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、各務原市と連携して、

基準超過地点から地下水の流向を考慮した半径500mの範囲内にある家庭及び事業所を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を直ちに実施します。

(2) 地域住民への周知について

周辺地域は上水道が普及していますが、井戸水を飲用している場合は、結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

(3) 土壌汚染対策法に基づく対応について

土壌汚染が判明した土地を土壌汚染対策法に基づく区域に指定するとともに、汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

【参 考】

1 物質の説明

【六価クロム】

「六価クロム」の化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

(参考：「化学物質ファクトシート -2012年版- 環境省」より抜粋)

2 用語の説明

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準